

協働による環境学習出前講座実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「岡山県環境学習協働推進広場設置要綱」第1条に規定する「環境学習協働推進広場」（以下「広場」という。）による次条に規定する「協働による環境学習出前講座」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「協働による環境学習出前講座」（以下「出前講座」という。）とは、広場が派遣する登録指導者（以下「指導者」という。）等が県内各地へ出向き、移動環境学習車等を活用した環境学習に関する実験などを通じて、学校の授業、各種事業の主催者が行う学習会、環境啓発イベント等を支援する事業をいう。

（出前講座の対象）

第3条 出前講座を利用することができる者は、次の要件を満たす県内の団体とする。

- （1）県民に対して環境学習事業を行う県内の学校、自治会、子ども会等地域活動団体、企業等であること。
- （2）政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的として出前講座を利用しようとするものではないこと。
- （3）暴力団でないこと、又は暴力団、暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。

（出前講座利用に係る手続）

第4条 出前講座を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施依頼書』を、原則として実施希望月の2か月前の10日（その日が広場事務局の休業日に当たるときは、その日の次の業務日）までに広場事務局へ提出しなければならない。

2 前項に関わらず、実施希望月が4月から6月までの場合は、原則として別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施依頼書』を実施希望日の45日前（その日が広場事務局の休業日に当たるときは、その日の次の業務日。実施希望年度の4月1日以降に限る。）までに広場事務局へ提出しなければならない。

3 広場事務局は、前項の規定により出前講座の実施依頼を受けた場合において、その利用を適当と認めた場合は、派遣する指導者等の調整を行った上で、別に定める『「協働による環境学習出前講座」実施承認書』を申請者に交付する。

4 前項に関わらず、実施希望月における申請者からの申込みが多数となる場合、実施希望月の2か月前の17日（その日が広場事務局の休業日に当たるときは、その日の次の業務日）までに、広場事務局において、抽選を行い、申請者に対して抽選結果を連絡する。なお、抽選は申請者の当年度における申込回数を考慮して行うものとする。この場合、抽選により実施を決定した申請者については、前項の規定を準用する。

5 講座内容や実施形式については、申請者との事前の打ち合わせにより決定するものとする。

6 申請者は講座実施後、速やかに所定のアンケートを事務局に提出しなければならない。

（出前講座の実施方法）

第5条 出前講座の実施場所は、岡山県内とする。

2 出前講座の実施に当たっては、必要に応じ、移動環境学習車等を使用することができる。

（経費負担）

第6条 申請者は、出前講座の利用料及び移動環境学習車の使用に係る燃料費については、負担を要しない。ただし、申請者及び出前講座参加者の故意又は過失によって生じた移動環境学習車等の修繕等にかかる経費は、申請者の負担とする。

（その他）

第7条 出前講座の実施について、この要綱に定めのない事項は、必要に応じ別に岡山県が関係者と協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。